

飲用井戸の水質検査はつぎの表を参考に実施してください。

かすみがうら市飲用井戸等の安全確保のための指針で定める実施項目と頻度

(●必ず実施する項目、○必要に応じて実施する項目)

水道法の水質基準項目

No.	水質基準項目	水質基準値	使用開始時に 実施する項目	1年に1回定 期的に実施 する項目	水に異常があ るおそれがあ るとき
1	一般細菌	100 集落 ml 以下	●	●	○
2	大腸菌	検出されないこ と	●	●	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	●		○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	●		○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	●		○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	●		○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	●		○
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	●		○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	●	●	○
10	シアン化物イオン及び塩化シ アン	0.01mg/l 以下	●		○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	●	●	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	●		○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	●		○
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	●		○
15	1・4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	●		○
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	●		○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	●		○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	●		○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	●		○
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	●		○
21	塩素酸	0.6mg/l 以下	●		○
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	●		○
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	●		○
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l 以下	●		○

25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	●		○
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	●		○
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	●		○
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l 以下	●		○
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	●		○
30	ブロモホルム	0.09mg/l 以下	●		○
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	●		○
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	●		○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	●		○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	●	●	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	●		○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	●		○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	●		○
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	●	●	○
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300mg/l 以下	●	●	○
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	●		○
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	●		○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	●		○
43	メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	●		○
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	●		○
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	●		○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	●	●	○
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	○
48	味	異常でないこと	●	●	○
49	臭気	異常でないこと	●	●	○
50	色度	5 度以下	●	●	○
51	濁度	2 度以下	●	●	○